

# 令和4年度第5回箕面市個人情報保護制度運営審議会 議事録

日時：令和5年3月6日（月）

午前9：30～10：35

場所：箕面市役所本館2階特別会議室

## 日程第1 諮問事項について

（仮称）箕面市の保有する個人情報等保護管理要綱の制定及び利用目的以外の目的のための利用及び提供における庁内運用ルールの整理について

【担当：総務部総務室】

### 【概要】

令和5年4月から「個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）（以下「法」という。）」が地方公共団体へ適用されることを受け「箕面市個人情報保護条例（平成二年箕面市条例第一号）」を全部改正し、「箕面市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和四年箕面市条例第二十二号）（以下「法施行条例」という。）」を令和4年12月22日に公布した。

法施行条例を運営するにあたり、法第66条に規定された行政機関の長等が講ずべき安全管理措置について、「（仮称）箕面市の保有する個人情報等保護管理要綱」を制定する。また、法第69条各項に規定された利用目的以外の目的のための利用及び提供について、庁内運用ルールを別紙のとおり定める。

### 【質疑応答】

委：①「議会」は対象外とのことだが、「議会事務局」の取扱いはどうなるのか。

②当要綱について「情報セキュリティ対策基準と齟齬がないか確認」とあるが、今後、総務省は少なくとも年1回はポリシーを改定していく予定だが、本要綱についてもその都度改正していくのか。

③目的外利用等の内部ルールにおいて、「2. 箕面市以外の行政機関等へ外部提供を行う場合」とはどういう場合を想定しているのか。

市：①法において、議会が「地方公共団体の機関」から除かれているところ、議会が保有する個人情報（事務局含む）は別途条例を制定し対応していく。

②要綱には「情報セキュリティ対策基準」の詳細までは記載していないため、大きく影響することはないと判断している。要綱の記載内容と大きく齟齬が発生した場合は改正を行う予定である。

③今までにあった事案として、自衛官等職員募集事務の国への外部提供や、大阪府子ども教育・生活支援事業における大阪府への保有個人情報の外部提供があげられる。多いのは、国への提供である。

委：③に関連して、利用目的内で外部へ提供する場合は、この内部ルールを適用するのか。

市：利用目的内で外部へ提供する場合は、今回の目的外利用等の内部ルールに該当しない。

委：目的外利用等の内部ルールにおいて、対策①②はよい取組かと思う。今後総務室でも判断に迷った場合は、弁護士相談などを行うのか。

市：法第 166 条に基づき、個人情報保護委員会へ助言を求める。

委：今回の改正法で国は「情報の利活用」方向へ舵を切っている。一方、本要綱の元にもなっている国の示したガイドライン等は法的拘束力がなく、また、自治体が法解釈について審議会等へ諮問することも許容されていないことから、実施機関の責任で判断する部分が大きくなっている。判断基準等は法的にも微妙なところがあるため、慎重に運用していったほうがいい。

委：3月議会で、各自治体の条例制定にかかる動きが全て出そろう形になる。それも参考に本市の運用の方向性を検討してはどうか。

### 【答申】

適切であると判断する。

## 日程第2 その他

事務局から、令和5年4月から法施行条例に基づく新しい箕面市個人情報保護制度運営審議会が発足する旨の案内を行った。